

平成25年度研修計画協議会

説明要旨

平成25年12月25日
裁判所職員総合研修所

目 次

* 番号は、平成26年度研修実施計画（案）の番号を指す。

第1 平成25年度研修実施状況について（実施報告）	1
【共通部分】	
＜裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同＞	
1 裁判所書記官養成課程，家庭裁判所調査官養成課程（番号2，3，4，5）	1
(1) 入所式	
(2) 合同実施科目	
ア グループ別総合演習	
イ 連携協働に関する問題研究	
ウ 講義等	
2 家事実務研究会（番号6）	2
3 少年実務研究会（番号7）	2
4 合同実務研究（番号49）	2
＜家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同＞	
5 総合職採用職員初任研修（番号8）	3
6 中間管理者（裁判部）研修（番号9）	3
7 管理者研究会（番号10）	3
8 管理者研究会（支部運営）（番号11）	4
【裁判所書記官研修部】	
9 裁判所書記官養成課程（番号2，3）	4
(1) 第一部	
(2) 第二部	
10 民事実務研究会（番号12）	4
(1) 民事実務（訴訟）研究会（第1回）	
(2) 民事実務（保護命令）研究会（第2回）	
11 刑事実務研究会（番号13）	5
12 家事特別研究会（番号14）	5
13 実務指導研究会（番号15）	5
(1) 民事分野	
(2) 刑事分野	
(3) 家事分野及び少年分野	
14 速記官中央研修（番号16）	6
15 CA研修実務試験（番号17）	6
16 書記官ブラッシュアップ研修（番号18）	7
17 第1研究室の研究等	7
(1) 書記官実務研究（番号50）	
(2) 過去の実務研究報告書の補訂	
(3) その他	
ア 書記官ブラッシュアップ研修の指導用教材の作成	
イ 基礎作業	
【家庭裁判所調査官研修部】	
18 家庭裁判所調査官養成課程（番号4，5）	7
19 家庭裁判所調査官実務研修（番号19）	8
20 家庭裁判所調査官専門研修（番号20）	9
21 ケースワーク研究会（番号21）	9
22 心理テスト特別研修（番号22）	9

2 3	面接技法特別研修（番号 2 3）	1 0
2 4	主任家庭裁判所調査官研修（番号 2 4）	1 0
2 5	次席家庭裁判所調査官等研究会（番号 2 5）	1 0
2 6	首席家庭裁判所調査官研究会（番号 2 6）	1 0
2 7	家庭裁判所調査官実務研究会（番号 2 7）	1 1
2 8	その他	1 1
	(1) 実務修習指導担当者研究会	
	(2) 研修企画研究会（次席家庭裁判所調査官）	
2 9	第 2 研究室の研究等	1 1
	(1) 家庭裁判所調査官実務研究（番号 5 1）	
	ア 個人及び共同研究	
	イ 指定研究	
	(2) 事例分析研究会	
	(3) 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号 5 2）	
	ア 家事及び少年関係機関についての研究	
	イ 心身の鑑別についての研究	
	(4) その他	
	ア 調査事務上の課題についての基礎的研究	
	イ 調査事務に関するノウハウの収集と整理	
	ウ 家裁調査官研究紀要	
	【一般研修部】	
3 0	係長等（総務担当）研修（番号 2 8）	1 2
3 1	係長等（人事担当）研修（番号 2 9）	1 2
3 2	係長等（会計担当）研修（番号 3 0）	1 3
3 3	中間管理者（事務局）研修（番号 3 1）	1 3
3 4	研修事務担当者研修（番号 3 2）	1 3
3 5	研修指導研究会（番号 3 3）	1 4
3 6	情報処理研修（番号 3 4）	1 4
3 7	新任執行官研修（番号 3 5）	1 4
3 8	執行官実務研究会（番号 3 6）	1 4
3 9	新採用職員研修（番号 3 8）	1 5
4 0	事務官法律研修（番号 3 9）	1 5
4 1	ジャンプアップ研修（番号 4 0）	1 5
4 2	事務官専門研修（番号 4 1）	1 5
4 3	新任係長研修（番号 4 2）	1 5
4 4	新任中間管理者研修（番号 4 3）	1 6
4 5	その他	1 6
	(1) 民事裁判事務支援システム（MINTAS）操作研修	
	(2) 情報セキュリティ研修	
	(3) 企画運営研究会	
	(4) 営繕技官の研修参加	

第 2 平成 2 6 年度研修実施計画等について（平成 2 5 年度からの変更点等） ----- 1 8

【共通部分】

<裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同>

1	裁判所書記官養成課程，家庭裁判所調査官養成課程（番号 2，3，4，5）	1 8
2	家事实務研究会（番号 6），少年実務研究会（番号 7）	1 8
3	合同実務研究（番号 4 9）	1 8

<家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同>

4	中間管理者（裁判部）研修（番号9）	18
5	管理者研究会（番号10）	18
6	管理者研究会（支部運営）（番号11）	19

【裁判所書記官研修部】

7	裁判所書記官養成課程（番号2, 3）	19
8	民事実務研究会（番号12）, 刑事実務研究会（番号13）	19
9	家事特別研究会（番号14）	19
10	実務指導研究会（番号15）	19
11	書記官ブラッシュアップ研修（番号18）	19
12	第1研究室の研究等	19
	書記官実務研究（番号50）	

【家庭裁判所調査官研修部】

13	裁判所調査官養成課程（番号4, 5）	20
14	家庭裁判所調査官実務研修（番号19）	20
15	家庭裁判所調査官専門研修（番号20）	20
16	ケースワーク研究会（番号21）	20
17	心理テスト特別研修（番号22）	20
18	面接技法特別研修（番号23）	20
19	主任家庭裁判所調査官研修（番号24）	21
20	第2研究室の研究等	21
	家庭裁判所調査官実務研究（番号51）, 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号52）	

【一般研修部】

21	その他	21
	研修企画研究会（主任家庭裁判所調査官）	
22	係長等（総務担当）研修（番号28）	21
23	中間管理者（事務局）研修（番号31）	21
24	執行官実務研究会（番号36）	21
25	総括執行官研究会（番号37）	21

第1 平成25年度研修実施状況について（実施報告）

【共通部分】

＜裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同＞

1 裁判所書記官養成課程，家庭裁判所調査官養成課程（番号2，3，4，5）

* 番号は，平成26年度研修実施計画（案）の番号を指す。以下同じ。

(1) 入所式

平成25年4月4日（木）に裁判所書記官養成課程第一部第10期及び第二部第10期並びに家庭裁判所調査官養成課程第10期の入所式を行った。

(2) 合同実施科目

裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程においては，次の科目を合同で実施している。

ア グループ別総合演習

裁判所職員として求められる総合的な事務処理能力の向上を図ることを目的とし，裁判所及び裁判所職員の在り方について，①国民の視点を踏まえた広い視野で考える力のかん養，②組織的に職務を遂行する能力の向上，③裁判所書記官（以下「書記官」という。）と家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の連携，協働の必要性を認識し，職種間の相互理解を深め，連携，協働を円滑に行うための基盤を形成といった三つの事項に重点を置いて実施している。特に，本年度は，障害者，高齢者等の配慮を要する者（以下「配慮を要する者」という。）への対応について，正確な知識を付与し，対応の在り方を体験的に学ぶことを積極的に取り入れた。

具体的には，少人数（15人程度）でグループを編制し，①当事者対応に関するロールプレイ，②裁判所の組織上の課題解決に資するグループ研究を実施する。①では，例年行ってきた当事者対応場面における職種間の連携，協働の在り方に加え，裁判所職員として，適正な司法手続を実現し，裁判を受ける権利を実質的に保障するために，配慮を要する者の置かれた状況を正しく理解し，具体的な状況に応じて適切な対応を取ることができるよう，DVD学習と車椅子，高齢者体験グッズを用いた体験学習を行った。これにより，配慮を要する者が社会生活においてどのようなことに不便さを感じているか模擬体験するとともに，どのような配慮をしてほしいと感ずるのか，裁判所職員に求められる配慮は何かなどを学ぶ機会を設けた。また，ロールプレイの場面においても，視覚・聴覚障害がある者への対応場面を新たに設定し，実際に体験グッズを使用した上でロールプレイを行うなどし，より深い理解につながるような学習方法を取り入れた。

さらに，②では，裁判所の実情及び組織上の課題を理解させた上で，課題解決に資する情報収集，グループ討議による解決策の検討，プレゼンテーション，質疑応答等を実施しているが，その中で，配慮を要する者への対応の充実のための課題等も例示し，障害者支援施設などに赴いて学習することも検討させた。

イ 連携協働に関する問題研究

書記官及び家裁調査官の連携，協働を円滑に行うための基礎を形成することを目的として，家事調停事件をテーマとした班別討議「連携協働に関する問題研究（家事）」を実施した。

ウ 講義等

年度前半には，例年どおり，親族相続法，戸籍法，男女共同参画への取組及び裁判所の情報化についての講義並びに所長，事務局長及び事務局次長による講話を実施したほか，上記アのとおり，配慮を要する者に対する理解と適切な対応を考えさせることを目的として，法務省人権擁護

局付による「障害者等への配慮」を新設し、配慮を要する者に適切な対応をとるための法制度等の基礎的な知識付与を行った後、同講義で得た知識を裁判所の実務の中でどのように生かすべきか等についての視点を付与するため、教官による裁判所での実体験（裁判員裁判や家庭裁判所での対応場面等）を交えた講義を行った。

年度後半においては、昨年同様、表記法、DV（現状・手続）、DNA鑑定及び精神鑑定についての講義を実施したほか、本年度は、従来、調研部の単独講義であった医務室技官による「精神医学と家庭事件」や「刑事法の基本問題」を新たに合同講義として加えた。

また、今後養成課程修了までの間は、昨年度同様、国際私法、被害者保護、裁判所の広報、裁判所を巡る諸問題、生命科学及び統計事務についての講義並びに大法廷首席書記官、家庭審議官、所長、事務局長及び事務局次長による講話などを実施することとしているほか、本年度は、新たに配慮を要する者への対応を検討させるため、関係機関職員による講話を予定している。

2 家事実務研究会（番号6）

家事事件を担当する書記官及び家裁調査官各50人（合計100人）を対象として、平成26年2月19日（水）から同月21日（金）までの3日間の日程で実施し、科目の一部については、司法研修所の実施する家事実務研究会と合同で実施する予定である。

司法研修所と合同で実施する最初の2日間では、家事事件手続法制定の背景となっている現代社会における家族の変容等についての知見を深めるため、大学教授による講演を行い、家庭裁判所を巡る諸問題について、家庭局第二課長による説明を、家事事件手続法施行後の家事事件の運用における連携、協働の在り方等について、裁判官研究員とともに研究及び討議を行う予定である。

また、裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）が単独で実施する部分においては、書記官は、家事事件手続法施行後の家事事件における書記官事務の運用上の諸問題について、家裁調査官は、家事事件手続法65条の趣旨を踏まえた家裁調査官による子の意思の把握及び考慮の在り方について、それぞれ研究及び討議を行う予定である。

3 少年実務研究会（番号7）

少年事件を担当する書記官31人及び家裁調査官50人（合計81人）を対象として、平成25年9月18日（水）から同月20日（金）までの2.5日間（ただし、書記官については18日及び19日の1.5日間）の日程で実施した。研究会の当初1.5日間については、司法研修所の実施する少年実務研究会と合同で実施した。

司法研修所と合同で実施した部分においては、「今、少年司法を考える」と題して、安倍嘉人元東京高等裁判所長官（現中央更生保護審査会委員長）による講義を、少年事件の現状と課題について、家庭局第一課長による講義を行い、班別討議では、少年審判の機能強化をテーマとして、裁判官研究員とともに研究及び討議を行った。

また、総研が単独で実施した部分では、家裁調査官は、社会調査の質の向上を目指すため、「社会調査における非行メカニズムの解明及びこれに基づく処遇意見について」と題し、弁護士による講義を、また、「生物—心理—社会モデル」及び「調査支援ツールの効果的な活用について」と題して教官による講義を行った。これらを踏まえ、社会調査の専門性の向上について、「生物—心理—社会モデル」の枠組みを用いた事例検討を班別討議で行った。

4 合同実務研究（番号49）

合同実務研究は、複数の職種の研究員が、所属庁において、執務をしながら、裁判所における職種の連携、協働に関する研究を行うものである。

平成25年度は、東京地方裁判所所属の研究員3人（主任書記官2人、執行官1人）による「子の引渡しの事案における異なる職種間の協働の在り方について」をテーマとする研究を選定した。研究期間は、平成25年9月から平成26年3月までの7か月間である。

<家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同>

5 総合職採用職員初任研修（番号8）

裁判所職員採用総合職試験に合格し、平成25年4月に採用された裁判所事務官（以下「事務官」という。）4人及び家庭裁判所調査官補48人（合計52人）を対象として、平成25年4月5日（金）から同月9日（火）までの3日間の日程で実施した。

研修では、講話により総合職採用職員としての心構えを伝え、総務局、人事局及び経理局による裁判所の組織と機能、人事制度及び会計に関する講義並びに総合職採用の職員として期待される役割についての意識啓発を目的とした先輩職員との座談会（職種別）を行ったほか、「これからの裁判所を考える」をテーマとして共同討議等を行った。この共同討議に先立ち、民事局、刑事局、家庭局及び広報課から施策案件等について基調講義を行った上、裁判所の組織目標が「適正で迅速な裁判」「利用しやすい裁判」「分かりやすい裁判」の実現にあることを前提に、「現在どのような問題が起こっているか、これからどのような問題が起こり得るか、それらに対して裁判所はどのように対応していくべきか」について討議させ、発表させた。討議では、最初に個人検討、次に二、三人のグループでの討議、その後に8人又は9人のチームでの討議と、段階的に考えを深めさせた上で、その結果を全体会で発表し、全員で共有するという方法をとった。

6 中間管理者（裁判部）研修（番号9）

主任書記官、主任家裁調査官等216人（第1回から第3回まで各72人）を対象として、平成25年10月、同年12月及び平成26年1月の3回に分けて、各4日間で実施した（第3回は平成26年1月21日（火）から同月24日（金）までの日程で実施予定）。

研修では、講話により中間管理者としての役割の重要性を伝え、裁判部を巡る諸問題、当面する司法行政上の諸問題及び裁判所の情報化についての民事局、刑事局、家庭局、総務局、人事局、経理局及び情報政策課による講義、人事管理、業務管理、職場のメンタルヘルス及び障害者等に対する配慮の講義を行ったほか、職員団体に関する基礎知識の事例研究を行い、最後に共同研究を実施した。共同研究では家事手続案内を題材として、その事務の根拠と目的から同事務の在るべき姿を考えさせ、その視点を持って、現状把握、原因分析、問題解決を行うために討議を行った。討議に先立ち、職場の現状把握等の際に必要な視点となる「書記官事務の整理」についての総務局による講義及び問題発見・問題解決の考え方の講義を実施し、それらの視点や考え方を基に共同討議を実施した。

平成25年度は、障害者等が裁判を受ける権利を実質的に保障するため、障害者等に対する配慮について、関係機関職員による講義及び実習の科目を新設したほか、共同研究に現在各庁で継続的な取組が行われている「書記官事務の整理」の視点を取り入れた点が特徴である。

7 管理者研究会（番号10）

新たに事務局次長、総括企画官、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官等に任命された者95人を対象として、平成25年4月15日（月）から同月19日（金）までの5日間の日程で実施した。

研究会では、昨年度と同様に、講話により上級管理者に求められているものは何かを伝え、裁判所

の広報、裁判所における情報化及び当面する司法行政上の諸問題についての広報課、情報政策課、総務局、人事局及び経理局による講義、また、人事管理上の重点課題についての人事局講義、職員団体対応に関する事例研究、最高裁健康管理医によるメンタルヘルス・マネジメント、外部講師による戦略的マネジメントに関する講義等の後、当事者の苦情から事務処理遅滞が発覚するという事例で危機管理に関する共同討議を実施した。

なお、平成24年度からオブザーバー参加とした最高裁の首席技官又は次席技官について、平成25年度から正式の対象者とした。

8 管理者研究会（支部運営）（番号11）

地方裁判所及び家庭裁判所の次席書記官、次席家裁調査官及び事務局次長48人を対象として、平成25年5月23日（木）及び24日（金）の2日間の日程で実施した。本研究会は、支部において生ずる諸問題等に的確に対応するための上級管理者の管理能力の向上等を目的として、平成24年度から実施したものであり、科目の一部については、司法研修所の実施する支部長研究会と合同で実施した。

研究会では、昨年度と同様に、支部長研究会と合同で、外部講師による組織のリスクマネジメントについての講義を行った後、支部を舞台に発生した対外的なトラブルを題材とする事例で本庁と支部間の連携について共同研究を実施し、危機的場面における組織的な対応及びそれを予防するための方策等について研究を行わせた。また、総研単独で、支部の運営状況の把握と指導監督の在り方について共同研究を行い、上級管理者の果たすべき役割等について理解を深めさせたが、平成25年度は討議等を充実させるため単位数を昨年度より1単位増やして実施した。

【裁判所書記官研修部】

9 裁判所書記官養成課程（番号2、3）

(1) 第一部

第10期研修生179人（このほかに特許庁からの受託研修生1人）について、2組編制で実施している。授業の内容に応じて、ビデオリンクシステムを利用して、講義を二つの教室で同時に実施するほか、外部講師による講義については、講堂を使用するなどして、第二部や家庭裁判所調査官養成課程と共同で実施するものもある。

(2) 第二部

第9期研修生（2年生）64人、第10期研修生（1年生）87人で実施している。憲法、民法総則、刑法各論及び親族相続法については、大学教授等の外部講師による講義を実施している。

10 民事実務研究会（番号12）

(1) 民事実務（訴訟）研究会（第1回）

地方裁判所で民事事件を担当する書記官50人を対象として、平成25年5月29日（水）から同月31日（金）までの2.5日間の日程で実施した。

研究会では、民事事件を取り巻く最近の状況に関して民事局第二課長による講義を、民事立会部における書記官事務の現状と今後の考え方について総務局講師による講義をそれぞれ行った上、研究会の一部を司法研修所が実施する民事訴訟運営実務研究会と合同で実施し、「民事立会部における裁判官と書記官の協働及びその構築に向けた実践」をテーマとして、裁判官研究員との合同研究を行った。

(2) 民事実務（保護命令）研究会（第2回）

地方裁判所で民事事件を担当する書記官50人を対象として、平成26年1月27日（月）及び28日（火）の2日間の日程で実施する予定である。

研究会では、「保護命令事件を適正かつ迅速に処理するための裁判官と書記官の協働について」をテーマとして、司法研修所が実施する平成25年度特別研究会（第4回 DV防止法の運用）と合同で実施する予定である。

1 1 刑事実務研究会（番号13）

地方裁判所で刑事事件を担当する書記官50人を対象として、平成25年11月27日（水）及び28日（木）の1.5日間の日程で実施した。

研究会では、「刑事事件における裁判官と書記官の協働について」をテーマとして、刑事局第一課長による講演、総務局講師による冒頭説明を行った上、刑事裁判における書記官事務について班別及び全体で共同討議を行った。

なお、研究会の一部を司法研修所が実施する刑事訴訟運営実務研究会と合同で実施し、上記テーマについて、裁判官研究員との合同研究を行った。

1 2 家事特別研究会（番号14）

後見関係事件を担当する書記官50人を対象として、平成25年12月11日（水）及び12日（木）の2日間の日程で実施した。

研究会では、監督区分の設定及び各区分における監督内容の在り方や、家事事件手続法下における後見関係事件・財産管理事件を巡る諸問題について、それぞれ研究及び討議が行われた。

なお、研究会の全部を司法研修所が実施する特別研究会（第2回、後見関係事件及び財産管理人選任事件の運用を巡る諸問題）と合同で実施した。

また、後見関係事件（及び財産管理事件）をめぐる現場の実情をみると、書記官がこれに主体的に関与している実情があることから、上記のとおり、本研究会の対象は書記官研修員としたが、家裁調査官の後見関係事件における役割も重要であると考えられたことから、高裁所在地の次席家裁調査官のオブザーバー参加を求めた。

1 3 実務指導研究会（番号15）

書記官ブラッシュアップ研修（以下「BU研」という。）の講師を養成するため、講師となる予定の主任書記官等（民事35人、刑事33人、家事25人、少年15人）を対象として、民事及び刑事は平成25年5月8日（水）及び9日（木）、家事及び少年は同月15日（水）及び16日（木）の各2日間の日程で、それぞれ実施した。

本年度のBU研では、「書記官事務の整理」の考え方を取り入れた共同研究を行うこととしたことから、研究会では、BU研の講師となる主任書記官が「書記官事務の整理」の取組の趣旨を深く理解した上で、これを前提とした討議の指導方法を習得することを目的とし、「書記官事務の整理」の取組の趣旨やBU研でこれを取り上げることのねらい等について総務局参事官による講義を実施し、これを受けて、BU研修の共通分野で実施する共同研究を念頭においた討議実習及び意見交換が行われた。

また、BU研の企画立案の中心となり、同研修の講師を指導する立場の者に、本研究会での研究内容を熟知してもらうことが相当と考えられることから、各高等裁判所の民事又は刑事の次席書記官がオブザーバー参加した。

また、BU研の選択分野ごとに次の内容について意見交換し、実施に当たっての工夫や留意点の報告を受け、研究討議をした。

(1) 民事分野

ア 各科目の進行方法

イ 「和解調書，執行文演習」のモデルプラン

(2) 刑事分野

ア 各科目の進行方法

イ 「模擬公判」，「刑事記録演習」，「刑事上訴審における書記官事務」，「令状演習」，「調書判決演習」，「裁判員等選任手続」，「犯罪被害者保護に関する問題研究」及び「刑事関係の制度の研究」の各科目のモデルプラン

(3) 家事分野及び少年分野

ア 各科目の進行方法

イ 「家事問題研究」，「家事総合演習」，「成年後見事件における裁判所書記官の事務」，「家事事件における書記官事務と職種間連携」

ウ 「最近の少年事件を巡る諸問題」，「少年総合演習」，「少年事件における書記官事務と職種間連携」

1 4 速記官中央研修（番号16）

裁判所速記官補任官後15年以上の裁判所速記官24人を対象として，平成25年7月10日（水）及び11日（木）の1.5日間の日程で実施した。

研修では，講話により裁判所の現在の概況説明と動機付けを行い，「裁判所を巡る諸問題（民事関係）」及び「同（刑事関係）」について民事局及び刑事局による講義を行ったほか，外部講師による「セルフモチベーションコントロール」の講義・実習を行い，共同討議では，テーマ1として「より正確で分かりやすい速記録を作成するための連携・協働」について，テーマ2として「知識・経験を生かした連携・協働の実践」について，講師（主任書記官等）も加わり，討議，検討を行った。共同討議のテーマ1の結果概要について，昨年度は，速記官の執務の参考としてもらうため，速記官に周知するとともに，J・NETポータルに掲載したが，本年度についても同様の方法で周知等を行った。

1 5 CA研修実務試験（番号17）

裁判所書記官任用試験の口述試験合格者51人を対象として，平成25年6月24日（月）から9月10日（火）までの日程で実施した（前期研修は6月24日（月）から7月12日（金）までの15日間（土曜日，日曜日及び祝日を除く。以下この研修において同じ。），実務研修は同月16日（火）から8月19日（月）までの25日間，後期研修は同月21日（水）から9月10日（火）までの15日間）。

前期研修においては，書記官の職務の概要及び重要性を認識させた上で，各分野での立会事務を中心とした知識の整理及び習得を主な目的とし，実務研修においては，これらの知識の定着を図るほか，問題意識の醸成，後期研修への準備，意欲の向上等を目的とし，後期研修においては，前期研修及び実務研修の成果を踏まえた応用能力のかん養を図ることを目的とした内容で実施した。

また，短期間に，より大きな研修効果を上げるため，平成21年度以降，書記官事務として共通するものについては，従来の民事，刑事，家事又は少年といった枠組みにこだわらない講義を行うなどの工夫をした。例えば，基本通達が共通である民事及び刑事の受付事務においては，共通する部分と異なる部分が浮き彫りになるように民事と刑事の違いを意識した講義を行い，共通する部分が多い民事事件及び家事事件の和解条項及び調停条項については，「調停条項等」として一つの科目として講義を行ったほか，証明事務並びに閲覧及び謄写事務についても，各分野の共通点と相違点を示しながら

ら、一つの科目として実施した。

16 書記官ブラッシュアップ研修(番号18)

書記官任用資格取得後5年以上の者を対象として、平成25年7月から8月にかけて、各高等裁判所において実施し(大阪及び福岡においては2回ずつ)、参加者(終了者)は368人であった。

BU研の共通分野の共同研究では、これまでも事務の根拠、目的を踏まえた議論を行わせることを前提としてきたが、今般「書記官事務の整理」の考え方が現場に提示され、今後は、現場において「書記官事務の整理」の考え方を前提とした主体的な検討と実践が日常的に行われる状態にしていくことが課題となることから、BU研においても、本年度の共同研究では、「書記官事務の整理」を正面から取り上げることとした。

17 第1研究室の研究等

(1) 書記官実務研究(番号50)

千葉地方裁判所及び大阪地方裁判所の主任書記官を研究員に指名し、「供述録取事務の実証的研究—録音反訳方式を利用した調書作成事務を中心として—」をテーマとして、平成25年4月から平成26年3月までの1年間で研究を行っている。

逐語録作成需要が増加し、かつ、録音反訳方式による逐語録の作成方法が広く用いられるようになった結果、現在までの間に、供述調書及びその作成事務の有り様は大きく変化し、供述録取事務をとりまく問題点も数多く明らかになっている。

そこで、録音反訳方式を利用した逐語調書の作成事務を中心に、民事訴訟事件における要領調書、刑事訴訟事件における要旨調書の作成を含む供述録取事務全体を体系的に整理し、その現状と問題点を調査、分析した上で、それぞれの作成目的に適った調書の記載内容及びこれらを合理的に作成する事務の在り方を検討して、その結果を現場に還元したいと考えている。

(2) 過去の実務研究報告書の補訂

法改正等により利用しにくくなっている過去の実務研究報告書に必要な補訂を施して、各庁に配布する作業を行っている。

平成25年度は、「刑事訴訟事件における併合・分離に関する書記官事務の研究」(昭和53年度書記官実務研究)の補訂及び「配偶者暴力に関する保護命令事件における書記官事務の研究」(平成16年度書記官実務研究)の補訂を行っている。

(3) その他

ア 書記官ブラッシュアップ研修の指導用教材の作成

BU研における「最近の民事事件を巡る諸問題」(刑事事件、家事事件及び少年事件についても同様)の指導用教材を作成し、現場への情報発信を行った。

イ 基礎作業

法改正等に関する情報を雑誌や書籍等の様々なメディアから収集し、これを整理して、教官室との情報の共有を図っている。

【家庭裁判所調査官研修部】

18 家庭裁判所調査官養成課程(番号4, 5)

後期合同研修中の第9期生は53人である。前期合同研修を終了した第10期生は48人であり、第10期生は、現在、所属庁で実務修習中である。

家裁調査官養成課程では、法律、行動科学及び調査実務の講義や演習を実施し、家裁調査官として必要な人格の育成、自立性、能動性及び積極性の伸長並びに調査事務能力、事務処理能力及び政

策検討能力を中核とする総合的な実務能力の「かん養」及び向上を図ることを目的としている。

第10期生についても、第9期生に引き続き、①実務修習におけるグループ修習の円滑な実施に向けた教科目の実施や、②組織的に職務を遂行する姿勢の「かん養」を意識するための教科目を実施した。また、上記1の合同実施科目で説明したとおり、配慮を要する者への対応についての基礎的知識を付与する科目を新設した。そして、昨年と同様、前期合同研修の終了時には、研修生各自に到達目標を踏まえた自己の達成度合いやグループ討議の実施状況について振り返りを行わせるとともに、今後の課題を整理して書面に記載させ、研修生から所属庁の指導担当者へ写しを提出させることとし、前期合同研修と実務修習の連動を図った。

後期合同研修においても、研修開始時に実務修習の振り返りを行わせ、後期合同研修中に各人の課題を重点的に克服できるよう実務修習との連動を意識した研修を実施し、後期合同研修の到達目標の達成を目指している。

第9期後期合同研修においては、前期合同研修における基礎的学習を踏まえ、実務修習の成果とも関連付けながら、昨年よりも一層、面接技法や心理テストなどの専門性向上のための教科目を充実させ、調査報告書等の起案力の強化、政策検討能力の向上や組織性に対する意識の「かん養」を図るための教科目を充実させた。そのほか、育成新施策下において、養成課程研修修了後の任官直後に小規模庁へ配置されることを考慮し、後期合同研修の終盤には、小規模庁において多く見られる事件の処理（例えば、後見事件関係の処理等）や、小規模庁における組織的な職務遂行のための姿勢の「かん養」等を図るための科目を新設し、実施することとしている。また、上記1の合同実施科目で説明したとおり、配慮を要する者への適切な対応を考えさせるために、書研部との合同カリキュラムの中で、配慮を要する者の疑似体験を行ったり、ロールプレイを行うなどの科目を新設した。

なお、事例理解力を中心とする調査事務能力の強化を図ることを目的に、実務修習事例研究の実施方法を見直し、全ての研修生の事例は取り上げず、実務修習中に作成した事例検討レポートの中から3分の1程度の事例を選定して、初任者が陥りやすい調査事務上の課題や問題点、あるいは、研修生が共通して身に付けるべき知識及び技法を教官の指導を受けながら集中的に検討させることとした。

19 家庭裁判所調査官実務研修（番号19）

家裁調査官任官後、おおむね3年の実務経験を有する者（家裁調査官養成課程第5期が中心）48人を対象として、平成25年10月1日（火）から同月11日（金）までの8.5日間（土曜日及び日曜日を除く。）の日程で実施した。

本研修では、①複雑困難な事件の調査事務を、単独あるいは共同調査における主務者として、適切な期間内に的確に処理できること等を目標として調査実務能力の向上を図る、②若手から中堅の家裁調査官への段階にあることを意識させ、求められる役割に応じた的確に自己の職務を遂行させることが重要であることを認識させるといったことを基本方針に据え、これに沿って、各研修科目の実施方法の見直しと充実を図った。各科目の運営方法を検討するに当たっては、研修員の個人的な調査実務能力の向上に資するだけでなく、研修員全体の総合的な調査実務能力の向上を図ることを目的として行うこととし、中央研修とOJTの棲み分けも意識して、必要に応じた見直しを行うこととした。例えば、従来の「調査実務研究」については、上記目的に資するケースレポートを選定した上で、外部講師及び裁判官教官等の指導を受けながら、調査方法、事例理解から報告に至るまでの調査事務全体をとおして研究する科目として実施した（以下「調査実務研究の運営方法の見直し」という。）。

なお、従前と同様に、研修への参加準備として、事前に所属庁での事例検討会を実施することと

し、事前の事例検討によって研修員の問題意識が明確になり、討議すべき問題が焦点化され、総研での事例検討も充実した。

また、組織運営への意識を高めるためのカリキュラムとして、これから中堅家裁調査官として役割を果たすためには、今後、各人がどのような取組を行っていくのかについて具体的に検討させ、裁判官、書記官等との連携を含めた裁判所職員としての在り方について、グループ討議を中心として検討させた。

20 家庭裁判所調査官専門研修（番号20）

家庭裁判所調査官実務研修終了後、おおむね4年の実務経験を有する者（家庭裁判所調査官研修所養成部第50期が中心）51人を対象として、平成25年6月4日（火）から同月14日（金）までの8.5日間（土曜日及び日曜日を除く。）の日程で実施した。

本研修では、①特に複雑困難な事件の調査事務を、単独あるいは共同調査における主務者として、適切な期間内に的確に処理できること等を目標として調査実務能力の向上を図る、②中堅の家裁調査官として、関連する部局との連携も視野に入れて、主任家裁調査官を補佐する役割を的確に遂行させるため、組織に貢献する役割を担っているという意識を高めさせるといったことを基本方針に据え、これに沿って、各研修科目の実施方法の見直しと充実を図った。各科目の運営方法を検討するに当たっては、研修員の個人的な調査実務能力の向上に資するだけでなく、研修員全体の総合的な調査実務能力の向上を図ることを目的として行うこととし、中央研修とOJTの棲み分けも意識して、必要に応じた見直しを行うこととした。

具体的には、上記19と同様、調査実務研究の運営方法の見直しを行った。なお、従前と同様に、研修への参加準備として、事前に所属庁での事例検討会を実施することとし、事前の事例検討によって研修員の問題意識が明確になり、討議すべき問題が焦点化され、総研での事例検討も充実した。

組織運営への意識を高めるためのカリキュラムとしては、昨年度と同様に、「裁判所の組織と運営」と題して、人事局参事官による講義に加えて、現場で活躍している主任家裁調査官から、組織的な仕事の在り方をどのように習得してきたかを講義してもらった上で、研修員が組織運営に関わる仕事に取り組んだ際に感じた課題や問題意識を小グループで話し合わせた。中堅家裁調査官として、主任家裁調査官をどのように補佐するか、自分が主任家裁調査官であったらどのように対応するかなどについて、グループ討議も交えながら検討させた。

21 ケースワーク研究会（番号21）

中堅家裁調査官27人（通達上は全40人の実施予定であった。）を対象として、平成26年1月29日（水）から同月31日（金）までの3日間の日程で実施する予定である。

平成25年度は、行動科学の知見に基づく的確な非行メカニズムの解明を行うために導入された「生物－心理－社会モデル」を活用した事実の調査や事例理解及びこれらを踏まえたケースワーク活動の在り方並びに少年調査票の記載の在り方について研究する予定である。

22 心理テスト特別研修（番号22）

心理テストに習熟している中堅家裁調査官（主任家裁調査官を含む。）14人（通達上は全20人の実施予定であった。）を対象として、平成25年12月3日（火）から同月6日（金）までの4日間の日程でロールシャッハテストについての研修を実施した。

本年度の研修では、高度な技法を要求されるロールシャッハテストの実施について習熟させることと、研修終了後には、研修員が職場の中核となって心理テストが的確に活用されるよう意識啓発を行うことを目的とし、「ロールシャッハテストによる事例理解」、「心理テストを巡る動向と課題」等

の講義を行ったほか、班別演習では指導者としての観点から実施した。

2 3 面接技法特別研修(番号2 3)

中堅家裁調査官(主任家裁調査官を含む。)20人を対象として、平成25年10月29日(火)から11月1日(金)までの4日間の日程で実施した。

本研修は、接近困難な当事者等に対する調査に必要な高度な面接技法を習得させるとともに、職場における面接技法研さんの中核となる者の育成を目的としており、外部講師から面接技法及び指導方法について指導を受けるとともに、研修員全員に面接技法訓練のファシリテーターとしてグループを運営する体験をさせた。

なお、研修員には、事後課題として、所属庁でのロールプレイを活用した面接技法訓練の実践結果を報告するよう指示するとともに、今後、面接技法の向上に向けた具体的な取組を行う際の中心的な役割が期待されているため、特にこの点も意識した研修内容になるよう改定した。

2 4 主任家庭裁判所調査官研修(番号2 4)

新たに任命された主任家裁調査官34人を対象として、平成25年7月2日(火)から同月5日(金)までの3.5日間の日程で実施した。

本研修は、部下の家裁調査官に対し、品質確保と人材育成の観点からの指導監督能力の向上と管理者意識の高揚を図ることを主たる目的として行われた。指導監督に関する班別演習では、特に、第9期生からの育成新施策の実施されたことに伴い、OJTにおける主任家裁調査官の役割がより重要になってきていることを踏まえ、2日間にわたり、組・定例ケース会議の運営をイメージした討議中心の形式で、品質確保と人材育成の重要性を強く意識させた指導監督の強化を図る研修を行った。

2 5 次席家庭裁判所調査官等研究会(番号2 5)

新たに任命された次席家裁調査官及び総括主任家裁調査官(以下「次席家裁調査官等」という。)19人を対象として、平成25年9月4日(水)から同月6日(金)までの2.5日間の日程で実施した。

平成25年度は、育成新施策下において、平成26年4月には、小規模の本庁及び支部に新しい養成課程研修を修了し任官した直後の家裁調査官が配置されることを踏まえて、各庁において育成新施策の趣旨に沿ったOJTを行うに当たり、次席家裁調査官等として、家裁調査官の育成全般の課題、品質確保及び人材育成の在り方を視野に入れ、どのように事務改善に取り組むかを研究事項とし、家裁調査官のOJTの現状及びその課題を把握した上、次席家裁調査官等として果たすべき役割等について研究、討議を行った。

2 6 首席家庭裁判所調査官研究会(番号2 6)

首席家裁調査官50人を対象として、平成25年11月12日(火)及び13日(水)の2日間の日程で実施した。

平成25年度は、家裁調査官の当面する諸問題や裁判所を取り巻く情勢について官房各局から講義を受けるとともに、「家庭裁判所調査官の育成のための新たな施策を踏まえたOJTの充実と研修の在り方について」をテーマとして、研究、討議した。特に、班別討議では、家裁調査官育成のための効果的なOJTの実質的なポイントを共有するため、主任家裁調査官によるOJTの現状を具体的に把握すること(「調査」の品質を確保しているか、部下の能力を伸長させているか等)の重要性を確認し、「主任家裁調査官による指導・育成の充実強化のための具体的方策」や「首席(次席)家裁調査官が実施すべき具体的方策」について討議し、抽象的な理念や方策にとどまらず、まずは現状の具

体的な把握が重要であることを確認し、把握した現状に基づく課題解決の具体的な方策を検討することの意義について検討した。

27 家庭裁判所調査官実務研究会（番号27）

主任家裁調査官を含む家裁調査官を対象として、各高等裁判所において時期を定め3日間の日程で実施し（東京においては2回）、参加者（終了者）は240人であった。

28 その他

(1) 実務修習指導担当者研究会

家庭裁判所調査官養成課程研修の実務修習指導担当者として必要な知識及び技法についての研究を目的として、家裁調査官養成課程研修第10期研修実務修習実施庁に所属し実務修習の指導担当者に指名された主任家裁調査官24人を対象として、平成25年5月28日（火）及び29日（水）の2日間の日程で実施した。ただし、仙台家裁の研究員については、自庁でグループ修習を見学する機会がないことから、研修の前日の午後には東京家裁においてグループ討議を見学する機会を設けたため、2.5日間で実施した。

同研究会では、既に実施された養成課程第9期研修の内容についての情報共有と、新しく指導担当者となる主任家裁調査官の具体的な指導能力の向上を図り、指導に関するノウハウ等の共通認識を形成するため、第9期研修実務修習における指導担当者を招き、自らの経験を踏まえた実務修習を円滑かつ適切に運営するための留意事項等について説明してもらうなど、具体的、実践的な研究・討議を行った。

(2) 研修企画研究会（次席家庭裁判所調査官）

家裁調査官養成課程第9期生の小規模庁等への配置に備え、主任家裁調査官による指導・育成の充実強化のための具体的方策、OJT等の態勢整備等について各庁の準備状況を踏まえた意見交換を行うことを目的として、次席家裁調査官を対象として、平成26年3月6日（木）及び7日（金）の2日間の日程で実施する予定である。

29 第2研究室の研究等

(1) 家庭裁判所調査官実務研究（番号51）

ア 個人及び共同研究

2件の共同研究を選定し、家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行っている。研究テーマは、次のとおりである（各テーマはいずれも仮称）。

横浜家庭裁判所「発達障害のある子を対象とする面会交流の在り方について」

さいたま家庭裁判所川越支部「親権等が問題となる離婚調停の紛争解決機能の充実・強化に向けて」

イ 指定研究

静岡家庭裁判所沼津支部、京都家庭裁判所、名古屋家庭裁判所、福岡家庭裁判所小倉支部、釧路家庭裁判所帯広支部及び高知家庭裁判所に所属する家裁調査官6人（主任家裁調査官4人、家裁調査官2人）を研究員に指定して、「配偶者間暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究」をテーマとして研究を行っている。

(2) 事例分析研究会

東京家庭裁判所、大阪家庭裁判所、名古屋家庭裁判所、広島家庭裁判所福山支部及び福島家庭裁判所会津若松支部に所属する家裁調査官5人（主任家裁調査官3人、家裁調査官2人）を研究員に指定して、「生物－心理－社会モデルを踏まえた少年調査票記載に当たっての留意点」をテ

ーマとして研究を行っている。

(3) 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号52）

ア 家事及び少年関係機関についての研究

家事関係機関につき5人、少年関係機関につき9人を研究員に指定して、関係機関（児童相談所、少年院等）に派遣し、その実情等について体験的に研究させるとともに、家庭裁判所と関係機関との連携の充実を図っている。

イ 心身の鑑別についての研究

平成26年2月から3月にかけて法務省矯正研修所が実施する分類・鑑別技官に対する研修である「専門研修課程調査鑑別特別科研修」に3人の家裁調査官を参加させる予定である。

(4) その他

ア 調査事務上の課題についての基礎的研究

家事事件及び少年事件について、関連諸科学の最近の知見、法改正に伴う各種情報等を収集し、整理している。

イ 調査事務に関するノウハウの収集と整理

行動科学に関する雑誌や書籍の中から家裁調査官の執務に役立つ論文を「家裁調査官雑誌文献情報」として毎月J・NETポータルに掲載している。

ウ 家裁調査官研究紀要

家裁調査官研究紀要第17号を平成25年10月に発行し、同第18号を今年度内に発行する予定である。

【一般研修部】

30 係長等（総務担当）研修（番号28）

総務事務を担当する係長42人を対象として、平成25年6月18日（火）から同月20日（木）までの3日間の日程で実施した。

研修では、講話により在るべき係長像を考えさせ、東京高裁総務課長による総務課の現状と課題、秘書課による文書事務、広報課による広報事務、情報政策課による情報化事務、総務局による資料事務の各講義を実施した。また、外部講師によるコミュニケーションスキルトレーニングの実習のほか、総務担当係長の役割や在り方を考える共同研究や、事務改善についての共同研究を行った。平成24年度から資料課の廃止に伴い総務課所管事務が変更されたことを踏まえ、昨年度は新たに情報化事務及び資料事務の科目を加えたところ、本年度は昨年度のカリキュラムを踏襲しつつ、広報事務の講義を更に充実させるため単位数を増やした。

31 係長等（人事担当）研修（番号29）

人事事務を担当する係長59人を対象として、平成25年6月4日（火）から同月6日（木）までの3日間の日程で実施した。

研修では、講話により在るべき係長像を考えさせ、人事局による人事事務を巡る諸情勢等の講義で人事担当係長に必要な視点を教示し、人事事務総合演習で人事事務相互の関連性の意識付けを図ったほか、最高裁健康管理医・能率課健康係長によるメンタルヘルスの講義、事務改善についての共同研究、「職場における連携のあり方について」をテーマとした共同討議を行った。平成25年度は、人事事務総合演習で「職員の妊娠・出産・育児に関する人事事務」をテーマとして採り上げ、知識付与を図るとともに、係横断的な視点からの人事担当係長としての考え方や事務処理の在り方を学ぶこと

ができるよう工夫したほか、メンタルヘルスの講義において、能率課健康係長によるコメントを挟むことで、より実務に即した内容となるよう工夫した。

3 2 係長等（会計担当）研修（番号30）

会計事務を担当する係長60人を対象として、平成25年10月29日（火）から11月1日（金）までの4日間の日程で実施した。

研修では、講話により在るべき係長像を考えさせ、経理局による「裁判所における経理行政」の講義で、裁判所を取り巻く社会情勢や今後の会計事務の課題等について広い視野から考えさせ、「会計課における仕事の進め方」の講義では、裁判所の会計部門の係長としてどう考え、どう行動すべきかについてメッセージを伝えた。各種の会計事務に関する科目の中では、基調講義・班別討議を随所に織り交ぜて、知識付与のみならず、考える力や意識の醸成を図ったほか、事務改善や係間・他部署との連携をそれぞれテーマにした共同研究で多角的に討議・情報交換を行い、最後に分野別研究を行ってより実践的なものとした。平成25年度は、会計事務全般の知識をバランスよく付与するため、これまで独立の科目として取り上げていなかった共済事務の科目を新設した。

なお、昨年度までと同様、「会計課職員の育成」の観点からもこの研修を重要視する経理局と連携して各科目の作り込み等を行った。

おって、平成24年度から、最高裁及び高裁の営繕専門職をオブザーバー参加させたが、本年度も最高裁及び高裁の営繕専門職2人がオブザーバー参加した。

3 3 中間管理者（事務局）研修（番号31）

企画官、課長補佐等62人を対象として、平成25年12月3日（火）から同月6日（金）までの3.5日間の日程で実施した。

研修では、講話により中間管理者の役割の重要性を伝え、裁判部を巡る諸問題、当面する司法行政上の諸問題、裁判所における情報化及び裁判所の広報について、民事局、刑事局、行政局、家庭局、総務局、人事局、経理局、広報課、情報政策課による講義と、職場のメンタルヘルス及び障害者等に対する配慮に関して外部講師による講義を行ったほか、職員団体に関する基礎知識の事例研究を行った。加えて、総務・人事部門と会計部門に分かれて、総務・人事部門では人材育成について、会計部門では業務管理マネジメントについて、それぞれ班別研究を行うとともに、最後に共同研究を実施した。共同研究では、事例検討を通して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の観点から、中間管理者として、取り組むべき課題や配慮すべき事項、効果的な取組等について討議を行うことにより、職員一人一人の働き方に対する意識の向上、働き方の見直しに向けた効果的な実践を図る重要性について理解を深めた。平成25年度は、障害者等に関する施策等について理解を深めるため、外部講師による講義を新設した。

なお、平成24年度からオブザーバー参加とした最高裁の営繕技官（班長）について、平成25年度から正式の対象者とした。

3 4 研修事務担当者研修（番号32）

研修事務を担当する係長等38人を対象として、平成25年9月10日（火）から同月12日（木）までの3日間の日程で実施した。

研修では、講話により研修事務担当者としての心構えを伝え、講義等で研修の企画、実施及び評価に関する基礎的な知識及び技能の付与を行ったほか、研修全般にかかる事務の進行管理などを中心とした実務上の問題について共同研究を行い、研修員が本研修で学んだことを実際の仕事に活用していく動機付けを行った。平成24年度に、本研修に対する動機付けを行う講話を追加したほか、科目の

順序を入れ替えることなどで研修におけるマネジメントサイクル（PDS）の重要性をより一層意識させるカリキュラム構成としたが、本年度も同様のカリキュラムで実施した。

35 研修指導研究会（番号33）

主任書記官、課長補佐等72人（第1回36人、第2回36人）を対象として、平成25年5月及び平成26年2月の2回に分けて、各3日間で実施した（第1回は平成25年5月28日（火）から同月30日（木）までの日程で実施済み。第2回は平成26年2月4日（火）から同月6日（木）で実施予定）。

本研究会は、平成19年度から年2回実施しているが、平成24年度から、第1回を研修企画担当者向け、第2回を研修講師向けとして、それぞれ実施している。いずれの回でも、組織における人材育成としての研修の意義や研修におけるマネジメントサイクル等の研修に関する基本的知識を解説し、研修技法の講義・実習を行った上、第1回では、研修のマネジメント（企画・実施・評価）に「インストラクショナルデザイン」の考え方を採り上げ、研修を効果的・効率的に作り上げていく一連のプロセスに、第2回では、「研修のねらい」を達成するために「科目のねらい」を具体化していく講義の組み立てのプロセスに、それぞれ重点を置いたカリキュラムとして、高裁委嘱研修及び自庁研修のより一層の充実が図れるよう工夫している。

36 情報処理研修（番号34）

情報化関連業務担当者及び情報化事務担当者118人（第1回59人、第2回59人）を対象として、第1回を平成25年5月21日（火）から同月23日（木）まで、第2回を同年11月12日（火）から同月14日（木）までの各3日間の日程で、それぞれ実施した。

研修では、情報セキュリティやネットワークトラブル対応等に関する知識の付与のほか、情報化関連業務担当者及び情報化事務担当者の役割や連携について説明及び共同討議を行った。

37 新任執行官研修（番号35）

新たに執行官に任命された者24人を対象として、平成25年6月11日（火）から同月14日（金）までの3.5日間の日程で実施した。

研修では、執行官の職務を行う上で必要な専門的知識及び技能をできるだけ早い時期に身に付けさせるため、民事局参事官による執行官制度全般についての講義のほか、執行官等の講師による執行事務取扱上の諸問題についての講義やこれを踏まえた実践的な事例問題の研究を行う実務問題研究等を実施した。

38 執行官実務研究会（番号36）

5年以上の経験を持つ執行官20人を対象として、平成26年2月4日（火）から同月6日（木）までの3日の日程で実施する予定である。

研修では、社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養うことを主たる目的とし、日頃、執行官が悩んでいる事務処理上の問題について討議形式で検討させる「実務問題研究」を中心に、大学教授による民事執行制度の特定分野の背景事情にある考え方等の講義、民事局付による最新の法改正等の情報提供、民事執行手続の利用者である弁護士から、当事者としての視点から見た執行官及び執行官に期待すること等の講義を行う予定である。

これまでは、同研究会に参加したことがない者を対象としたものであったが、本年度は、既に参加した者であっても、そこから5年を経過した者については、同研究会への参加を一定程度認めることとしている。

3 9 新採用職員研修 (番号 3 8)

新たに採用された事務官 4 2 3 人を対象として、各高等裁判所で実施された。東京高等裁判所においては、平成 2 5 年 4 月までに採用された者に対する研修とは別に、平成 2 5 年度の途中に採用された者を対象として、平成 2 5 年 1 0 月にも実施された。

研修では、新採用職員に対して、国民全体の奉仕者であることを認識させ、裁判所の職員として必要とされる基礎的知識を身に付けさせるために、裁判所職員としての心構え、職員制度、裁判の仕組み等についての講義が行われたほか、公務員倫理、マナーと接遇及び仕事の進め方については、事例研究、ロールプレイ等の手法を交えて講義が実施された。

4 0 事務官法律研修 (番号 3 9)

大学等で法律科目を履修していない事務官 1 5 7 人を対象として実施した。通信研修については平成 2 5 年 3 月 1 日 (金) から同年 6 月 1 5 日 (土) までの 1 0 7 日間の日程で、面接研修については同年 6 月 1 7 日 (月) から同年 7 月 1 9 日 (金) にかけて、各高等裁判所で 1 1 日間 (土曜日及び日曜日を除く。) の日程で、それぞれ実施された。

参加者の年齢は、最高が 4 8 歳、最低が 1 9 歳、平均年齢は 2 5 . 0 8 歳であり、平成 2 4 年度の 2 5 . 0 7 歳とほぼ同水準である。

また、裁判所職員 (裁判所事務官) II 種採用者が 1 1 1 人、III 種採用者及び選考採用者が 4 6 人であり、II 種採用者の占める割合は約 7 0 . 7 パーセントと平成 2 4 年度と比較して増加した (平成 2 4 年度は 6 5 . 2 パーセント)。

4 1 ジャンプアップ研修 (番号 4 0)

事務官研修体系の見直しに伴い、平成 1 9 年度から実施している研修である。この研修は、係員層の中心となって、上司を助けて実務を担っていくことが期待される中堅事務官 (採用後 7 年以上 1 0 年未満の者) 9 6 人を対象として、仕事を進める上で必要な仕事のマネジメントに関する基本的な知識を付与し、職場の事務改善案を作らせることで、能力開発、意識啓発を行うことを目的として各高等裁判所で実施された。

なお、営繕技官 2 人が、所属する高等裁判所実施の研修 (最高裁判所所属の者は東京高等裁判所実施の研修) にオブザーバーとして参加した。

4 2 事務官専門研修 (番号 4 1)

ジャンプアップ研修と同様に、事務官研修体系の見直しに伴い、平成 1 9 年度から実施している研修である。この研修は、事務局の運営を支えていくことが期待される中堅層以上の事務官 (採用後 7 年以上の者)、専門職及び係長の合計 1 4 8 人を対象として、担当職務 (総務、人事又は会計) の遂行に必要な職務知識を付与し、職務遂行能力の向上を図ることを目的として各高等裁判所で実施された。

なお、実施の際の参考となるように、資料 (講義資料、参考事例) を各高裁に送付した。

おって、高等裁判所の営繕専門職 3 人が、所属する高等裁判所実施の研修にオブザーバーとして参加した。

4 3 新任係長研修 (番号 4 2)

新たに係長となった者 2 6 2 人を対象として、各高等裁判所で実施された。

研修では、係長として職務を遂行するために必要な知識及び技能を身に付けさせるために、裁判所の現状と課題についての認識を深めさせるための講義とともに、係長としてのリーダーシップとマネジメントに関する共同研究等が行われた。本庁の事務局の係長 1 3 5 人 (5 1 . 5 パーセント)、支

部の事務局の係長26人（9.9パーセント）、訟廷係長97人（37.1パーセント）、檢察審査会事務局の係長4人（1.5パーセント）が参加した。

なお、高等裁判所の営繕専門職3人が、所属する高等裁判所実施の研修にオブザーバーとして参加した。

4.4 新任中間管理者研修（番号43）

新たに主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等の中間管理職員に任命された者283人を対象として、各高等裁判所で実施された。

研修では、中間管理者として職務を遂行するのに必要な人事評価、業務管理、職員制度等に関する講義、共同研究等が行われ、主任書記官197人（69.6パーセント）、主任家裁調査官33人（11.7パーセント）、課長補佐26人（9.2パーセント）、主任技官等10人（3.5パーセント）等が参加した。

4.5 その他

(1) 民事裁判事務支援システム（MINTAS）操作研修

民事裁判事務支援システム（以下「MINTAS」という。）の高裁への導入に際し、高裁導入に当たって改修した部分を中心にMINTASの操作方法及び導入に向けての事前準備作業とその留意点等を理解させ、適切なMINTASへの移行作業を行わせるとともに、導入後のMINTASの安定した稼働を図ることを目的に、各庁の導入事務担当者26人に対して、平成25年6月25日（火）及び26日（水）の1.5日間の日程で実施した。

(2) 情報セキュリティ研修

情報セキュリティ関連通達等に基づき、情報セキュリティをより確保するための知識の習得及び情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図るため、各裁判所情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する職員（総務課の管理職員）58人を対象として、平成25年9月25日（水）及び26日（木）の1.5日間の日程で実施した。

研修では、情報セキュリティの現状と課題等についての講義のほか、情報セキュリティに関する事例研究を実施した。

(3) 企画運営研究会

各高等裁判所の人事課長及び民事・刑事の研修担当次席書記官等24人を対象として、平成25年11月22日（金）に1日間の日程で実施した。

研究会では、総研における研修の企画の参考にするとともに、高等裁判所におけるブロック研修及び自庁研修の更なる充実強化に資することを目的として、研修の実施及び企画運営について意見交換を行うとともに、書記官ブラッシュアップ研修の在り方や養成課程研修とOJTの連携、書記官の育成と指導監督等について活発な意見交換が行われた。

(4) 営繕技官の研修参加

これまで裁判所内部の研修への参加の機会が少なかった営繕技官について、平成24年度から、裁判所職員としての能力開発や意識啓発等を内容とする一部の研修に、オブザーバーとして参加させていたが、平成25年度からは、次の各研修において、それぞれ記載した営繕技官を正式参加させている。

ア 管理者研究会

最高裁判所の首席技官及び次席技官

イ 中間管理者（事務局）研修

最高裁判所の営繕企画官，班長

ウ 新任中間管理者研修

最高裁判所の班長及び主任技官

エ ステップアップ研修

採用後３年目の行一技官

オ フォローアップセミナー

採用後１年程度を経過した行一技官

なお、既に実施されている研修では、管理者研究会において最高裁の次席技官１人，中間管理者（事務局）研修において最高裁の営繕企画官１人と班長１人，新任中間管理者研修において最高裁の班長１人と主任技官１人が参加している。

第2 平成26年度研修実施計画等について（平成25年度からの変更点等）

【共通部分】

<裁判所書記官研修部・家庭裁判所調査官研修部合同>

1 裁判所書記官養成課程，家庭裁判所調査官養成課程（番号2，3，4，5）

合同実施科目について，グループ別総合演習を始めとして，これまでの実施結果を検討して，更に充実したカリキュラムとなるようにしていきたい。特に，外部機関訪問の在り方については，カリキュラムの目的に適った在り方を再検討し，より効果的な充実した研修となるよう検討したい。

また，配慮を要する者への対応についても，引き続き，より充実した研修となるよう工夫していきたい。

2 家事実務研究会（番号6），少年実務研究会（番号7）

家事実務研究会及び少年実務研究会は，それぞれ科目の一部を司法研修所と合同で実施する予定である。研究会のテーマについては，各庁からの意見及び要望を考慮しながら検討しているところであるが，決まり次第速やかに通知したい。研修人員についても，平成25年度の実績を踏まえて，家事実務研究会では100人，少年実務研究会では80人に増員する。

なお，少年実務研修会については，主任家裁調査官よりも少数の配置しかされていない主任書記官を，全ての庁から1名ずつを参加させるとすると，現場に対し大きな負担感を与えるのではないかと考え，計画上は，主任書記官の参加人数について，これまでどおりの30名とすることを前提としているが，総研としても，研修の実施に支障がない範囲で，できる限り多くの主任書記官に研修に参加してもらいたいと考えているため，参加人数を50名とすることも検討している。

3 合同実務研究（番号49）

テーマ，研究態勢等を検討して，ふさわしいものがあれば相当なものを一，二件選定したい。

この研究は，職種間の連携，協働に関する実務的な研究を複数の職種の職員で行うものであり，裁判所全体の執務能力の向上に資するだけでなく，職場の活性化にもつながるものと考えている。

<家庭裁判所調査官研修部・一般研修部合同>

4 中間管理者（裁判部）研修（番号9）

平成26年度も，平成26年10月，同年11月及び平成27年1月の3回にわたって，各回4日間の日程で実施予定であるが，平成25年度に新設した障害者等の配慮を要する者への対応についての科目や，「書記官事務の整理」の視点を取り入れた共同研究は，平成26年度も引き続き維持することを予定している。

なお，本研修に関して，主任書記官が能力伸長を意識したOJTを的確に行えるようなカリキュラムや，「書記官事務の整理」の考え方を踏まえた一般執務の指導監督に関するカリキュラムについての要望があったが，平成25年度は，人事局参事官による人事管理の講義で，OJTの重要性やOJTを行う際の考え方等にも重点を置いて取り上げた。また，総務局第三課長による業務管理の講義で，一般執務の指導監督や「書記官事務の整理」について取り上げたほか，総務局参事官による「書記官事務の整理」に関する講義を新設した。平成26年度のカリキュラムについても，引き続き取り上げていきたいと考えている。

5 管理者研究会（番号10）

平成26年度の管理者研究会では，障害者等に対する配慮に関する科目を新設し，配慮の実践及びそのための研修等の実施に当たって各庁で主導的な立場にある上級管理者に対して意識啓発等を図

ることを予定している。

6 管理者研究会（支部運営）（番号11）

平成26年度も、平成26年5月22日（木）及び23日（金）の2日間の日程で、平成25年度と同様、日程の一部を司法研修所と合同で実施することを予定している。

【裁判所書記官研修部】

7 裁判所書記官養成課程（番号2, 3）

書記官を取り巻く環境の変化に伴い、これまでも「書記官事務の整理」の視点を取り入れた各演習科目を新設したり、裁判員裁判の定着を踏まえた刑事演習科目を新設するなどしてきたが、さらに、家事事件に関するカリキュラムの充実を図るなど、任官後の書記官事務の姿を見据えて、必要なカリキュラムの見直しを行っていきたい。

8 民事実務研究会（番号12）、刑事実務研究会（番号13）

民事実務研究会は2回、刑事実務研究会は1回実施する予定である。研究会のテーマについては、検討しているところであるが、いずれも日程の一部を司法研修所と合同で実施することを予定している。

9 家事特別研究会（番号14）

平成26年9月25日（木）及び26日（金）の2日間の日程で、後見事件をテーマとして、司法研修所と合同で実施することを予定している。なお、後見監督事件処理の重要性が更に高まっていることから実施時期を昨年度より早めたものである。また、後見関係事件（及び財産管理事件）を巡る現場の実情をみると、書記官がこれに主体的に関与している実情があることから、書記官研修員を対象とするが、家裁調査官の後見関係事件における役割も重要であることから、平成25年度に引き続き、平成26年度についても、高裁所在地の次席家裁調査官のオブザーバー参加を求める予定である。

10 実務指導研究会（番号15）

平成25年度と同様に、BU研の講師となる予定の主任書記官等を対象として、民事及び刑事は平成26年5月8日（木）及び9日（金）の、家事及び少年は同月14日（水）及び15日（木）の各2日間の日程で、それぞれ実施を予定している。「書記官事務の整理」の考え方についての深い理解に基づき、ブラッシュアップ研修員にその意義を的確に伝えるための技法等に関する研修の充実に努めていく。

実施研の成果をより大きなものにするため、平成26年度は、参加者の研修効果をも考慮しつつ、参加者の増員を図ることができないかを検討してまいりたい。

11 書記官ブラッシュアップ研修（番号18）

平成25年度に引き続き、「書記官事務の整理」の視点を取り入れた討議を実施するなど、中堅の裁判所書記官として必要な基本的資質、能力を磨き上げるための研修を実施する予定である。カリキュラムにおける科目設定の自由度や、高裁における裁量範囲の明確化について、更なる工夫をしていきたい。教材についても、各庁の要望を踏まえて、一部内容を見直し、できるだけ早期に送付したいと考えている。

なお、選択分野の大枠及び実施方法についても、できるだけ早期に確定し、速やかに通知したいと考えている。

12 第1研究室の研究等

書記官実務研究（番号50）

平成26年度のテーマは、未定である。

【家庭裁判所調査官研修部】

1 3 家庭裁判所調査官養成課程（番号4，5）

前期合同研修については、平成25年度と同様、実務修習におけるグループ修習を見据えた研修運営を行い、グループ修習に関する教科目や、組織的な職務遂行及び職種間の連携、協働に関する教科目を充実させる。その後の実務修習においては、グループ修習を中核として、調査事務能力、事務処理能力及び政策検討能力の習得並びに向上を図る。また、後期合同研修の内容については、第9期生の任官直後の実働状況を把握するなどした上、任官直後に必要なカリキュラムの見直しを行い、任官直後の執務が円滑に遂行されるよう、更に検討を重ねていきたい。

1 4 家庭裁判所調査官実務研修（番号19）

平成25年度と同様、研修の目的に適った運営方法等の見直しを図り、演習科目等の充実を図りたいと考えている。特に、調査実務研究の在り方については、平成25年11月に実施された首席家庭裁判所調査官研究会における説明のとおり、研修員全体の総合的な調査実務能力の向上を図ることを目的とするため、その目的に資するケースレポートを選定して行うこととし、提出された全ての事例を検討することは予定しない。そして、選定された事例については、外部講師の視点などを取り入れ、課題を深く研究、討議する時間を確保して実施することとしたい。

なお、平成26年度についても、参加者の研修効果を高め、職場の活性化にもつながることから、平成25年度と同様、首席家裁調査官に対し、この研修とOJTとの連携として、家庭裁判所調査官実務研修への参加準備としての各庁における事例検討会の実施をお願いしたい。

1 5 家庭裁判所調査官専門研修（番号20）

平成25年度と同様、家庭裁判所調査官実務研修（番号19）と同様に、研修の目的に適った運営方法等の見直しを図り、演習科目等の充実を図りたいと考えている。特に、調査実務研究の在り方については、上記13の実務研修と同様、平成25年11月に実施された首席家庭裁判所調査官研究会での説明のとおり、研修員全体の総合的な調査実務能力の向上を図ることを目的としたものとし、その目的に資するケースレポートを選定して行うこととし、提出された全ての事例を検討することは予定しない。そして、選定された事例については、外部講師の視点などを取り入れ、課題を深く研究、討議する時間を確保して実施することとしたい。

なお、平成26年度についても、参加者の研修効果を高め、職場の活性化にもつながることから、平成25年度と同様、首席家裁調査官に対し、この研修とOJTとの連携として、家庭裁判所調査官専門研修への参加準備としての各庁における事例検討会の実施をお願いしたい。

1 6 ケースワーク研究会（番号21）

調査事務に必要な調整力、折衝力及び機動力等を有効に駆使する調整技法についての教育を、更に進展させていくことを検討中である。

1 7 心理テスト特別研修（番号22）

調査実務における心理テストの活用の現状及び研修の必要性を把握した上、本研修の目的に適った運営を行っていききたい。御意見を踏まえて、平成26年度は、最新の知能検査（WISC-IV）も取り上げることを検討したい。

1 8 面接技法特別研修（番号23）

調査実務の現状及び研修の必要性を把握した上、本研修の目的に適った運営を行っていききたい。

御意見を踏まえて、平成26年度は、子の調査に資する面接技法の向上を図るための研修を検討したい。

19 主任家庭裁判所調査官研修（番号24）

主任家裁調査官として、品質確保と人材育成の観点から、指導監督等の在り方を周知するとともに管理者意識の高揚を図る。特に、平成26年度は、新任主任家裁調査官だけでなく、育成新施策に伴い、第9期生が配置された庁の主任家裁調査官を対象とした後述の研修企画研究会（主任家庭裁判所調査官）と合同での実施を予定しており、OJTの現状を把握した上、育成する側において育成の在り方についての共通認識を持ち、指導の具体的方法や課題、解決策等についても検討することを予定している。

20 第2研究室の研究等

家庭裁判所調査官実務研究（番号51）、家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号52）

家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）のテーマについては、現在検討中であるが、時宜にかなったテーマを選定し、研究企画官の指導の下、十分な成果を上げられるようにしたい。

家庭裁判所調査官関係機関特別研究については、平成25年度と同様に実施する予定である。

なお、研究結果報告書の照会に応じており、照会対象となる研究結果報告書一覧をJ・NETポータルに掲載している。照会の際は、所定の依頼書を司法行政文書管理システムで総研資料課図書係に送信していただきたい。

21 その他

(1) 研修企画研究会（主任家庭裁判所調査官）

平成26年度は、育成新施策に伴い、第9期生が配置された庁の主任家裁調査官を対象（ただし、主任家庭裁判所調査官研修に参加する者は除く。）として、OJTの現状を把握した上、指導の具体的方法や、課題、解決策等についても検討することを予定している。前述の主任家庭裁判所調査官研修と合同での実施を予定している。

【一般研修部】

22 係長等（総務担当）研修（番号28）

この研修は、平成21年度までは2年ごとに実施していたが、未研者が増加傾向にあること及び各高裁からの要望が強いことから、平成22年度以降、毎年実施している。資料課の廃止に伴い、対象者となる総務課係長も増えていることから、平成26年度も引き続き実施する予定である。

なお、参加人数を増やしてほしいとの意見が出ているが、研修の参加人数は、各高裁のポスト数、既研者・未研者割合、継続的な参加者の確保、研修効果等を総合的に考慮した上で「約40」としているものである。ただし、これまでも、各庁の任用配置状況等から参加者について増員要望があった場合には柔軟に対応してきたところであり、今後も同様に対応していきたいと考えている。

23 中間管理者（事務局）研修（番号31）

平成26年度も、平成25年度に新設した障害者等に対する配慮の科目を引き続き維持することを予定している。

24 執行官実務研究会（番号36）

平成26年度については、参加対象者の条件を変更した平成25年度の実施状況を踏まえ、参加対象者の条件及び人数について検討する。

25 総括執行官研究会（番号37）

これまで2年ごとに実施している研究会である。平成25年度は実施しなかったため、平成26年度は実施する。

【資料1】

平成25年度 養成課程研修生資料

平成25年12月1日 現在

養成課程研修生				431人			
(男性)		199人(46.2%)		(女性)		232人(53.8%)	
		平均年齢		27.8		歳	
(男性平均)		28.6 歳		(女性平均)		27.2 歳	
書記官養成課程							
330人							
(男性)		178人(53.9%)		(女性)		152人(46.1%)	
		平均年齢		28.6歳			
(男性平均)		28.9 歳		(女性平均)		28.1 歳	
一部10期生							
179人							
(男性)		104人(58.1%)		(女性)		75人(41.9%)	
		平均年齢		28.8歳			
(男性平均)		29 歳		(女性平均)		28.5 歳	
二部9期生							
64人							
(男性)		30人(46.9%)		(女性)		34人(53.1%)	
		平均年齢		29.3歳			
(男性平均)		30.4 歳		(女性平均)		28.3 歳	
二部10期生							
87人							
(男性)		44人(50.6%)		(女性)		43人(49.4%)	
		平均年齢		27.5歳			
(男性平均)		27.8 歳		(女性平均)		27.3 歳	
家裁調査官養成課程							
101人							
(男性)		21人(20.8%)		(女性)		80人(79.2%)	
		平均年齢		25.5 歳			
(男性平均)		25.8 歳		(女性平均)		25.4 歳	
9期生							
53人							
(男性)		8人(15.1%)		(女性)		45人(84.9%)	
		平均年齢		25.6 歳			
(男性平均)		26.4 歳		(女性平均)		25.5 歳	
10期生							
48人							
(男性)		13人(27.1%)		(女性)		35人(72.9%)	
		平均年齢		25.4 歳			
(男性平均)		25.4 歳		(女性平均)		25.3 歳	

※一部10期生のデータに特許庁からの受託研修生1名は含まない。

平成26年度 養成課程研修生(予定)資料

養成課程研修生		422人			
		(男性) 187人(44.3%)		(女性) 235人(55.7%)	
		平均年齢 27.0 歳			
		(男性平均) 27.6 歳		(女性平均) 26.5 歳	
書記官養成課程		326人			
		(男性) 162人(49.7 %)		(女性) 164人(50.3%)	
		平均年齢27.7歳			
		(男性平均) 27.9 歳		(女性平均) 27.4 歳	
一部11期生		167人			
		(男性) 86人(51.5%)		(女性) 81人(48.5%)	
		平均年齢 28.1歳			
		(男性平均) 28.3 歳		(女性平均) 27.8 歳	
二部10期生		87人			
		(男性) 44人(50.6%)		(女性) 43人(49.4%)	
		平均年齢 27.5歳			
		(男性平均) 27.8 歳		(女性平均) 27.3 歳	
二部11期生		72人			
		(男性) 32人(44.4%)		(女性) 40人(55.6%)	
		平均年齢 26.9歳			
		(男性平均) 27.2 歳		(女性平均) 26.6 歳	
家裁調査官養成課程		96人			
		(男性) 25人(26.0%)		(女性) 71人(74.0%)	
		平均年齢 24.8 歳			
		(男性平均) 25.3 歳		(女性平均) 24.6 歳	
10期生		48人			
		(男性) 13人(27.1%)		(女性) 35人(72.9%)	
		平均年齢 25.4 歳			
		(男性平均) 25.4 歳		(女性平均) 25.3 歳	
11期生		48人			
		(男性) 12人(25.0%)		(女性) 36人(75.0%)	
		平均年齢 24.1 歳			
		(男性平均) 25.2 歳		(女性平均) 23.8 歳	

※11期生の年齢は、平成26年4月(入所時)現在

【資料 2】

裁判所書記官養成課程生の勤続年数等

第一部

期別	基準日	入所者数	勤続年数									採用試験別					法科大学院	
			項目	1. 00 以下	1. 01 ～ 2. 00	2. 01 ～ 3. 00	3. 01 ～ 4. 00	4. 01 ～ 5. 00	5. 01 ～ 6. 00	6. 01 以上	平 均 (年月)	総合職 AX, BX (RA)	一般職 C (Y)	うち 直近採用 試験合格	一般職 D (Q)	選考	修了者数	割合 (%)
第 1 0 期	25. 3. 31現在	180	人数	64	61	33	14	6	2	0	2年2月	4	175	95	1	0	106	58. 89%
			累計	64	125	158	172	178	180	180								
			累計%	35. 56%	69. 44%	87. 78%	95. 56%	98. 89%	100. 00%	100. 00%								
第 1 1 期	26. 3. 31現在	167 (予定)	人数	35	57	43	25	7	0	0	2年6月	4	163	46	0	0	84	50. 60%
			累計	35	92	135	160	167	167	167								
			累計%	20. 96%	55. 09%	80. 84%	95. 81%	100. 00%	100. 00%	100. 00%								

第二部

期別	基準日	入所者数	勤続年数								採用試験別					
			項目	1. 00 以下	1. 01 } 2. 00	2. 01 } 3. 00	3. 01 } 4. 00	4. 01 } 5. 00	5. 01 } 6. 00	6. 01 以上	平 均 (年月)	一般職 C (Y)	一般職C 全体 割合	一般職 D (Q)	速記 S T	選考
第 9 期	24. 3. 31現在	65	人数	7	16	23	5	3	4	7	3年9月	57	87. 69%	7	0	1
			累計	7	23	46	51	54	58	65						
			累計%	10. 77%	35. 38%	70. 77%	78. 46%	83. 08%	89. 23%	100. 00%						
第 1 0 期	25. 3. 31現在	88	人数	8	14	25	11	11	7	12	4年1月	72	81. 82%	14	0	2
			累計	8	22	47	58	69	76	88						
			累計%	9. 09%	25. 00%	53. 41%	65. 91%	78. 41%	86. 36%	100. 00%						
第 1 1 期	26. 3. 31現在	72 (予定)	人数	5	22	14	10	11	6	4	3年7月	67	93. 06%	5	0	0
			累計	5	27	41	51	62	68	72						
			累計%	6. 94%	37. 50%	56. 94%	70. 83%	86. 11%	94. 44%	100. 00%						

※1 「基準日」は、勤続年数の算出の基準時である。

※2 「勤続年数」は、採用された日から基準日までの年数である。

※3 「入所者数」は、平成25年12月1日現在の入所者数であり、再入所者を含む（特許庁からの受託研修生を除く。）。

※4 第11期は、入所指名予定者の人数である（試験合格者は第一部166人、第二部72人）。

【資料2】

裁判所書記官養成課程生の勤続年数等

第一部

期別	基準日	入所者数	勤続年数										採用試験別					法科大学院	
			項目	1. 00 以下	1. 01 ～ 2. 00	2. 01 ～ 3. 00	3. 01 ～ 4. 00	4. 01 ～ 5. 00	5. 01 ～ 6. 00	6. 01 以上	平 均 (年)	平 均 (年月)	I 種 R A	Ⅱ 種 Y	うち 直近採用 試験合格	Ⅲ 種 Q	選考	修了者数	割合 (%)
第 9 期	24. 3. 31現在	190	人数	62	58	42	20	3	5	0	2. 26年	2年3月	14	176	98	0	0	109	57. 37%
			累計	62	120	162	182	185	190	190									
			累計%	32. 63%	63. 16%	85. 26%	95. 79%	97. 37%	100. 00%	100. 00%									
第 1 0 期	25. 3. 31現在	180 (予定)	人数	64	61	33	14	6	2	0	2. 13年	2年2月	4	175	95	1	0	106	58. 89%
			累計	64	125	158	172	178	180	180									
			累計%	35. 56%	69. 44%	87. 78%	95. 56%	98. 89%	100. 00%	100. 00%									

第二部

期別	基準日	入所者数	勤続年数										採用試験別				
			項目	1. 00 以下	1. 01 ～ 2. 00	2. 01 ～ 3. 00	3. 01 ～ 4. 00	4. 01 ～ 5. 00	5. 01 ～ 6. 00	6. 01 以上	平 均 (年)	平 均 (年月)	Ⅱ種 Y	Ⅱ種 全体 割合	Ⅲ種 Q	速記 S T	選考
第 8 期	23. 3. 31現在	83	人数	4	27	25	9	6	5	7	3. 51年	3年6月	68	81. 93%	13	0	2
			累計	4	31	56	65	71	76	83							
			累計%	4. 82%	37. 35%	67. 47%	78. 31%	85. 54%	91. 57%	100. 00%							
第 9 期	24. 3. 31現在	65	人数	7	16	23	5	3	4	7	3. 78年	3年9月	57	87. 69%	7	0	1
			累計	7	23	46	51	54	58	65							
			累計%	10. 77%	35. 38%	70. 77%	78. 46%	83. 08%	89. 23%	100. 00%							
第 1 0 期	25. 3. 31現在	88 (予定)	人数	8	14	25	11	11	7	12	4. 09年	4年1月	72	81. 82%	14	0	2
			累計	8	22	47	58	69	76	88							
			累計%	9. 09%	25. 00%	53. 41%	65. 91%	78. 41%	86. 36%	100. 00%							

※1 「基準日」は、勤続年数の算出の基準時である。

※2 「勤続年数」は、採用された日から基準日までの年数である。

※3 「入所者数」は、平成24年12月1日現在の入所者数であり、再入所者を含む（特許庁及び裁判官訴追委員会からの受託研修生を除く。）。

※4 第10期は、入所指名予定者の人数である（試験合格者は第一部180人、第二部88人）。

【資料3】

家裁調査官養成課程生の職歴の有無

期別	人数	項目	無	有		
				1年未満	1年以上	計
第8期	54	人数	46	1	7	8
		割合(%)	85%	2%	13%	15%
第9期	54	人数	46	1	7	8
		割合(%)	85%	2%	13%	15%
第10期	48	人数	39	0	9	9
		割合(%)	81%	0%	19%	19%
第11期	48 (予定)	人数	43	0	5	5
		割合(%)	90%	0%	10%	10%

※第8期～第11期のデータは、人数を含め各期の入所当時のもの。

【資料3】

家裁調査官養成課程生の職歴の有無

期別	人数	項目	無	有		
				1年未満	1年以上	計
第7期	54	人数	47	0	7	7
		割合(%)	87%	0%	13%	13%
第8期	54	人数	46	1	7	8
		割合(%)	85%	2%	13%	15%
第9期	54	人数	46	1	7	8
		割合(%)	85%	2%	13%	15%
第10期	48 (予定)	人数	39	0	9	9
		割合(%)	81%	0%	19%	19%

※第7期～第10期のデータは、人数を含め各期の入所当時のもの。

【資料４】

ＣＡ研修実務試験関係資料

試験年度	平成２５年度（ＣＡ－８）			平成２４年度（ＣＡ－７）			平成２３年度（ＣＡ－６）			平成２２年度（ＣＡ－５）			平成２１年度（ＣＡ－４）			平成２０年度（ＣＡ－３）			平成１９年度（ＣＡ－２）			平成１８年度（ＣＡ－１）		
研修員の人数	51人	100.0%		41人	100.0%		40人	100.0%		52人	100.0%		45人	100.0%		52人	100.0%		54人	100.0%		62人	100.0%	
うち男性	30人	58.8%		16人	39.0%		27人	67.5%		34人	65.4%		26人	57.8%		33人	63.5%		38人	70.4%		40人	64.5%	
うち女性	21人	41.2%		25人	61.0%		13人	32.5%		18人	34.6%		19人	42.2%		19人	36.5%		16人	29.6%		22人	35.5%	
平均年齢	29.9歳			30.2歳			33.4歳			30.9歳			30.4歳			31.6歳			33.6歳			29.7歳		
うち男性	30.6歳			30.2歳			33.4歳			32.1歳			30.8歳			32.7歳			33.7歳			29.6歳		
うち女性	29.0歳			30.2歳			33.2歳			28.5歳			29.8歳			29.8歳			33.3歳			29.9歳		
平均勤続年数	6.07年			6.05年			10.04年			7.09年			7.04年			9.00年			10.08年			5.07年		
うち男性	6.01年			6.07年			10.03年			8.10年			7.09年			10.03年			10.07年			5.04年		
うち女性	6.02年			6.05年			10.06年			5.09年			6.08年			6.07年			11.01年			6.02年		
勤続年数	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%
2.01～3.00		0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	25	25	40.3%
3.01～4.00		0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	8	33	53.2%
4.01～5.00	18	18	35.3%	20	20	48.8%	8	8	20.0%	13	13	25.0%	16	16	35.6%	23	23	44.2%	8	8	14.8%	3	36	58.1%
5.01～10.00	27	45	88.2%	18	38	92.7%	17	25	62.5%	28	41	78.8%	19	35	77.8%	9	32	61.5%	17	25	46.3%	12	48	77.4%
10.01～15.00	5	50	98.0%	1	39	95.1%	6	31	77.5%	5	46	88.5%	3	38	84.4%	9	41	78.8%	15	40	74.1%	10	58	93.5%
15.01～20.00		50	98.0%	1	40	97.6%	4	35	87.5%	6	52	100.0%	7	45	100.0%	10	51	98.1%	9	49	90.7%	3	61	98.4%
20.01～	1	51	100.0%	1	41	100.0%	5	40	100.0%	0	52	100.0%	0	45	100.0%	1	52	100.0%	5	54	100.0%	1	62	100.0%

※ 年齢、勤続年数の基準日は、研修開始日（ＣＡ－８は平成２５年６月２４日、ＣＡ－７は平成２４年６月２５日、ＣＡ－６は平成２３年６月２７日、ＣＡ－５は平成２２年６月２８日、ＣＡ－４は平成２１年６月２９日、ＣＡ－３は平成２０年６月３０日、ＣＡ－２は平成１９年７月２日、ＣＡ－１は平成１８年７月４日）現在である。

（参考）

試験年度	平成２５年度（ＣＡ－８）			平成２４年度（ＣＡ－７）			平成２３年度（ＣＡ－６）			平成２２年度（ＣＡ－５）			平成２１年度（ＣＡ－４）			平成２０年度（ＣＡ－３）			平成１９年度（ＣＡ－２）			平成１８年度（ＣＡ－１）		
理論試験 有効受験者数	421人			372人			298人			315人			340人			323人			370人			626人		
筆記試験 合格者数	108人			101人			103人			100人			105人			107人			106人			133人		
口述試験 合格者数	51人			43人			40人			52人			44人			53人			55人	※2		63人	※1	
任官者数	51人			41人			40人			52人			45人			52人			54人			62人		
受験資格																			必要在職年数			必要在職年数（経過措置）		
Ⅰ種試験合格者																			法学部卒業	4年		法学部卒業	2年	
																			その他	4年		その他	3年	
Ⅱ種試験合格者																			法学部卒業	4年		法学部卒業	2年	
																			その他	5年		その他	3年	
Ⅰ、Ⅱ種以外																			法学部卒業	8年		法学部卒業	2年	
																			その他	9年		その他	3年	

※1 実務試験中に死亡した者1人を含む。

※2 実務試験中に座前休職に入った者1人を含む。（平成２１年度の実務試験に参加）

【資料4】

CA研修実務試験関係資料

試験年度	平成24年度 (CA-7)			平成23年度 (CA-6)			平成22年度 (CA-5)			平成21年度 (CA-4)			平成20年度 (CA-3)			平成19年度 (CA-2)			平成18年度 (CA-1)		
研修員の人数	41人	100.0%		40人	100.0%		52人	100.0%		45人	100.0%		52人	100.0%		54人	100.0%		62人	100.0%	
うち男性	16人	39.0%		27人	67.5%		34人	65.4%		26人	57.8%		33人	63.5%		38人	70.4%		40人	64.5%	
うち女性	25人	61.0%		13人	32.5%		18人	34.6%		19人	42.2%		19人	36.5%		16人	29.6%		22人	35.5%	
平均年齢	30.2歳			33.4歳			30.9歳			30.4歳			31.6歳			33.6歳			29.7歳		
うち男性	30.2歳			33.4歳			32.1歳			30.8歳			32.7歳			33.7歳			29.6歳		
うち女性	30.2歳			33.2歳			28.5歳			29.8歳			29.8歳			33.3歳			29.9歳		
平均勤続年数	6.05年			10.04年			7.09年			7.04年			9.00年			10.08年			5.07年		
うち男性	6.07年			10.03年			8.10年			7.09年			10.03年			10.07年			5.04年		
うち女性	6.05年			10.06年			5.09年			6.08年			6.07年			11.01年			6.02年		
勤続年数	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%	人数	累計	累計%
2.01～3.00	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	25	25	40.3%
3.01～4.00	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	8	33	53.2%
4.01～5.00	20	20	48.8%	8	8	20.0%	13	13	25.0%	16	16	35.6%	23	23	44.2%	8	8	14.8%	3	36	58.1%
5.01～10.00	18	38	92.7%	17	25	62.5%	28	41	78.8%	19	35	77.8%	9	32	61.5%	17	25	46.3%	12	48	77.4%
10.01～15.00	1	39	95.1%	6	31	77.5%	5	46	88.5%	3	38	84.4%	9	41	78.8%	15	40	74.1%	10	58	93.5%
15.01～20.00	1	40	97.6%	4	35	87.5%	6	52	100.0%	7	45	100.0%	10	51	98.1%	9	49	90.7%	3	61	98.4%
20.01～	1	41	100.0%	5	40	100.0%	0	52	100.0%	0	45	100.0%	1	52	100.0%	5	54	100.0%	1	62	100.0%

※ 年齢、勤続年数の基準日は、研修開始日 (CA-7は平成24年6月25日、CA-6は平成23年6月27日、CA-5は平成22年6月28日、CA-4は平成21年6月29日、CA-3は平成20年6月30日、CA-2は平成19年7月2日、CA-1は平成18年7月4日) 現在である。

(参考)

試験年度	平成24年度 (CA-7)		平成23年度 (CA-6)		平成22年度 (CA-5)		平成21年度 (CA-4)		平成20年度 (CA-3)		平成19年度 (CA-2)		平成18年度 (CA-1)	
理論試験 有効受験者数	372人		298人		315人		340人		323人		370人		626人	
筆記試験 合格者数	101人		103人		100人		105人		107人		106人		133人	
口述試験 合格者数	43人		40人		52人		44人		53人		55人	※2	63人	※1
任官者数	41人		40人		52人		45人		52人		54人		62人	
受験資格											必要在職年数		必要在職年数 (経過措置) ※年齢25歳以上	
I 種試験合格者											法学部卒業	4年	法学部卒業	2年
											その他	4年	その他	3年
II 種試験合格者											法学部卒業	4年	法学部卒業	2年
											その他	5年	その他	3年
I, II 種以外											法学部卒業	8年	法学部卒業	2年
											その他	9年	その他	3年

※1 実務試験中に死亡した者1人を含む。

※2 実務試験中に座前休暇に入った者1人を含む。(平成21年度の実務試験に参加)

【資料 5】

平成 2 5 年度新採用職員研修実施状況

年 度		平成 2 5 年度		平成 2 4 年度		平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		平成 2 1 年度		平成 2 0 年度	
終 了 人 員		423		454		480		472		583		549	
性 別	男	176	41. 6%	229	50. 4%	229	47. 7%	190	40. 3%	269	46. 1%	264	48. 1%
	女	247	58. 4%	225	49. 6%	251	52. 3%	282	59. 7%	314	53. 9%	285	51. 9%
採用試験	一 般 職 (大卒程度)	364	86. 0%	23	5. 1%								
	一 般 職 (高卒程度)	51	12. 1%										
	Ⅱ 種	5	1. 2%	383	84. 3%	443	92. 3%	416	88. 1%	519	89. 0%	473	86. 2%
	Ⅲ 種			35	7. 7%	32	6. 7%	50	10. 6%	50	8. 6%	72	13. 1%
	そ の 他	3	0. 7%	13	2. 9%	5	1. 0%	6	1. 3%	14	2. 4%	4	0. 7%

【資料6】

平成25年度事務官法律研修実施状況

年 度		平成25年度		平成24年度		平成23年度		平成22年度		平成21年度		平成20年度		平成19年度	
終 了 人 員		157		164		149		197		187		177		232	
性 別	男	70	44.6%	64	39.0%	69	46.3%	88	44.7%	99	52.9%	65	36.7%	86	37.1%
	女	87	55.4%	100	61.0%	80	53.7%	109	55.3%	88	47.1%	112	63.3%	146	62.9%
年 齢	最 高	48		45		47		43		40		45		39	
	最 低	19		19		19		19		19		19		19	
	平 均	25.08		25.07		24.74		25.59		26.05		26.05		25.34	
採 用 試 験	Ⅱ 種	111	70.7%	107	65.2%	85	57.0%	120	60.9%	106	56.7%	66	37.3%	41	17.7%
	Ⅲ 種	43	27.4%	49	29.9%	56	37.6%	68	34.5%	74	39.6%	100	56.5%	180	77.6%
	そ の 他	3	1.9%	8	4.9%	8	5.4%	9	4.6%	7	3.7%	11	6.2%	11	4.7%

【資料 7】

平成 2 5 年度事務官専門研修実施状況

高裁	日程 (日)	終 了 人 員			
		総 務	人 事	会 計	合 計
東 京	2		28		28
大 阪	2. 5			16	16
名古屋	2. 5			20	20
広 島	各1. 5※	11	12	12	35
福 岡	3			22	22
仙 台	2	12			12
札 幌	2		7		7
高 松	2	8			8
合 計		31	47	70	148
	割合	20. 9%	31. 8%	47. 3%	

※総務分野は2日日程

【資料 8】

平成25年度新任係長研修 担当職務別参加人員

[illegible]